

## 【2】 法人と法人代表者双方が破産を申し立てる場合に、一方が他方の申立費用を拠出することはできない!?

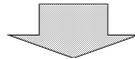
弁護士Cは、破産会社Aとその代表者Bから破産申立てを受任した。Aには資産があったが、Bには全く資産がなかった。Cは、Bより、Aの資産からBの申立費用を支払いたいと要請された。Cは、Bの希望どおり、Aの資産からBの申立費用を支出してよいか。

### POINT

- ・複数の依頼者から破産申立てを受任する場合、それぞれの資産から申立費用を支出するのが原則であるが、合理性・相当性が認められる場合は一方の資産から他方の申立費用を支出することも許容される

### 誤認例

法人と法人代表者から破産申立てを受任する場合、法人と法人代表者の申立費用はどちらの資産から支出しても構わない。一方が無資力の場合には、資産を有する他方が申立費用を全額支出すればよい。



### 本当は

法人と法人代表者は別の法人格であり、申立費用はそれぞれの資産から支出するのが原則である。もっとも、一方の資産から他方の申立費用を支出することに合理性・相当性が認められれば、許容される場合がある。

## 解 説

### 1 原則的処理

法人の代表者は、法人の主債務を連帯保証している場合が多く、法人と法人代表者双方から破産申立てを受任することは珍しくありません。この場合において、法人と法人代表者の双方に十分な資産があり、双方が別々に申立費用を支出できる場合には問題は生じません。

では、法人又は法人代表者の一方が無資力で、申立費用を支出するだけの資産がない場合、一方の資産から他方の申立費用を支出することができるのでしょうか。

法人と法人代表者は、別の法人格であり、申立費用もそれぞれの資産から支出するのが原則です。したがって、法人と法人代表者の一方が無資力の場合に、一方の資産から他方の申立費用を支出することは、当該支出行為が単なる資金提供であれば、無償行為（破産160③）に該当するとして、破産手続開始後に否認権行使の対象となる可能性があります。申立代理人としては、「一方の資産から他方の申立費用を当然に支出できるものではない」という原則を押さえておく必要があります。

### 2 原則的処理を貫いた場合の問題点

もっとも、法人と法人代表者のいずれか一方にしか資産がなく、他方は無資力で申立費用を捻出できない場合もまま見受けられます。その際に、法人と法人代表者の一方の資産から他方の申立費用を支出することができないという原則的処理を貫くと、無資力者は破産申立てができなくなってしまいます。

しかしながら、申立費用の準備ができないという理由のみで、一方が破産せず放置されることは、法人、法人代表者及び債権者にとって

適切とはいえない場合があります。債権者は、法人と法人代表者双方が破産することで、回収不能となった債権の貸倒処理ができるとともに、法人と法人代表者の財産の全容を把握でき、公平な分配が期待できます。また、法人代表者も破産申立てを行うことで、免責許可決定を得て、新たに経済活動を行うことができます（【7】参照）。

このため、法人と法人代表者は別の法人格であるという形式論を踏まえつつ、法人と法人代表者がそろって破産申立てに踏み切れるよう、申立費用については、柔軟に解釈することが必要であると考えられます（全国倒産処理弁護士ネットワーク編『破産申立代理人の地位と責任』82頁〔桶谷和人〕（金融財政事情研究会、2017））。

### 3 実務における対応

法人と法人代表者双方が破産申立てを行う場合において、実務上は、一方が他方の申立費用を負担して他方が破産申立てをすることに合理性・相当性が認められるときは、否認の要件である有害性を欠く、又は否認する実益がないなどの理由により、金額の相当性が認められる範囲で許容されていると考えられます（日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会編『倒産処理と弁護士倫理』36頁〔佐口裕之〕（金融財政事情研究会、2013））。

具体的には、法人と法人代表者で債権者が共通している場合や、法人代表者が資金繰りのため役員報酬を返上したり個人資産を提供したりした結果、無資力となった場合等が考えられます。法人と法人代表者の資産や負債を一体として捉えたときに、他方の申立費用を支出することに合理性・相当性が認められるかという観点から検討することが大切です。

もっとも、法人と法人代表者双方の破産につき申立代理人となった弁護士が、法人名義の預金口座から送金を受け、これを法人代表者の申立費用として受領したところ、破産管財人が申立代理人に対し、法

人に対する不当利得に当たるとして返還を求めた事案において、法人に対する不当利得の成立を認めた裁判例があります（大阪地判平22・8・27判時2110・103）。事例判決ですが、申立代理人としては注意が必要です。

いずれにしても、申立代理人は、一方の資産から他方の申立費用を支払う場合には、当該処理を行うことの合理性・相当性を破産管財人や裁判所に対して説明できるように、一方が他方の申立費用を負担することとなった経緯、それぞれの申立費用の内訳、申立費用相当額の資金移動に合理性があるという理由や名目（役員報酬の支給や貸付金の返済等）を整理しておく必要があります。

#### 4 結 論

本事例では、Cは、AとBの一方が無資力となった経緯、AとBの債権者の異同やA B間の債権債務関係等を調査し、一方が他方の申立費用を負担することに合理性・相当性が認められると判断した場合には、金額の相当性が認められる範囲で、申立費用相当額の資金移動の理由や名目に配慮しつつ、一方の資産から他方の申立費用を支出することも許容されると考えられます。

#### 《参考となる判例等》

- 株式会社と代表取締役の双方の破産申立代理人となった弁護士が、株式会社から代表取締役の着手金を受領することは、株式会社に対する不当利得が成立するとした事例（大阪地判平22・8・27判時2110・103）

**【19】 出資金払戻請求権は放棄してよい!?**

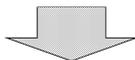
破産管財人Xは、破産会社Aの破産財団に属する財産として、信用金庫の出資金10万円を発見した。そこで、Xが信用金庫に連絡したところ、約1年後の総代会を経ないと出資金を払い戻すことはできないとのことであった。他の換価業務が終了している場合、Xは出資金を破産財団から放棄してよいか。

**POINT**

- ・ 出資金は払い戻されるまでに時間を要するため、破産管財人は、速やかに払戻手続に着手するとともに、出資金払戻請求権を譲渡する方法についても検討すべきである

**誤認例**

他の換価業務が終了したにもかかわらず、出資金が払い戻されるまでに時間を要すると見込まれる場合、配当手続を迅速に実施するためにも、出資金については破産財団から放棄するのが適当である。

**本当は**

出資金の払戻しを待たずとも、出資金払戻請求権を譲渡するなどの方法によって換価することができるので、払戻し以外の方法も検討すべきである。

## 解 説

### 1 出資金・営業保証金等

破産者の財産として信用金庫、信用組合、各種協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、運輸事業協同組合等）（以下「信用金庫等」といいます。）への出資金が存在する場合、破産管財人はこれを換価する必要があります。信用金庫に預金がある場合や各種協同組合に加入していると考えられる職種の場合には、破産者に出資金の有無について確認すべきでしょう。

出資金のほかにも、破産者の職種（例えば、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法25①）、旅行者（旅行業法7①））によっては、営業保証金や弁済業務保証金を供託している場合、クレジット会社と加盟店契約を締結する際に保証金を預託している場合があります（中森亘＝野村剛司監修、破産管財実務研究会編著『破産管財PRACTICE－留意点と具体的処理事例－』231頁（民事法研究会、2017））。このような営業保証金等の有無についても、破産者に確認する必要があります。

出資金や営業保証金等は、換価・回収に手続や時間を要しますので（営業保証金の取戻しには6か月程度の期間を要するとされています（川畑正文ほか編『破産管財手続の運用と書式〔第3版〕』162頁（新日本法規出版、2019）。）、破産管財人は出資金・営業保証金等の発見後速やかに払戻し・取戻し等の手続に着手すべきです。

### 2 出資金の払戻手続

破産管財人は、破産者から出資証券の引継ぎを受け、信用金庫等からの脱退手続をした上で出資金の払戻しを請求します。

脱退の方法としては、破産手続開始決定（ないしこれを原因とする法人の解散）を原因とする法定脱退（信金17①三・二、中協19①二、農協21

①二等)又は自由脱退(信金16①、中協18①、農協20①等)があり、脱退後、出資金を払い戻すことができます(信金18①、中協20①、農協22①等)。

出資金を払い戻すことができる時期については、信用金庫等によって異なりますので、信用金庫等の定款等を確認することが必要ですが、少なくとも事業年度の終了を待たなければならないことが通常です。

事業年度の終了を待つ必要があるのは、出資金の払戻しが、事業年度の終了時における信用金庫等が有する財産によって定められる(信金18②、中協20②、農協22②等)とされているためです。そうすると、出資金の払戻しには、1年以上の期間を要する可能性があることとなります(4月に法定脱退した場合には、払戻しの時期は翌事業年度の総代会(翌年6月)以降となる可能性があります)。

### 3 払戻手続によらない換価の方法

出資金の払戻しを待つことが適当でない場合には、脱退の手続後、出資金払戻請求権を譲渡することを検討します。

信用金庫等によっては、会員・組合員への譲渡を紹介してくれることもあります(野村剛司ほか『破産管財実践マニュアル〔第2版〕』157頁(青林書院、2013))ので、紹介してもらえる場合には、その譲渡先に額面で譲渡することが考えられます。また、破産者の代表者やその親族等に額面で譲渡することも考えられます(なお、一般的に信用金庫の会員、信用組合の組合員の資格として、地区内に住所等を有する個人であることや事業所を有する中小企業であること等が要件となっていますので、事実上、破産者の関係者に売却せざるを得ないことが多いです(岡伸浩ほか編著『破産管財人の財産換価』(商事法務、第2版、2019))。破産者が自然人の場合には、破産者に額面を破産財団に組み入れてもらうのと引換えに、出資金を破産財団から放棄することも考えられます(川畑ほか・前掲140頁、中森=野村・前掲157頁、中森亘ほか監修、破産管財実務研究会編著『破産管財BASIC—チェックポイントとQ&A—』114頁(民事法研究会、2014))。

#### 4 結 論

Xとしては、配当手続を迅速に実施するためにも、信用金庫の脱退及び出資金の払戻手続を行った後、出資金払戻請求権を譲渡することを検討するのが適切と考えられます。

その方法としては、信用金庫から譲渡先の紹介を受けてその譲渡先に譲渡したり、破産者の代表者やその親族等に譲渡したりすることが考えられます。

**[54] 電子マネー・暗号資産は要注意!?**

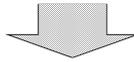
破産者A（自然人）が、電子マネー・暗号資産を保有していたところ、預貯金等の財産と合わせて自由財産拡張の申立てをした。破産管財人Xは、裁判所に対し、電子マネー・暗号資産を自由財産として拡張するのが相当であるとの意見を述べてよいか。

**POINT**

・暗号資産は投機性が高いため、原則として自由財産の拡張を認めることは相当でない

**誤認例**

電子マネー・暗号資産は預貯金に準じて常に自由財産の拡張が認められる。

**本当は**

電子マネーは預貯金に準じて自由財産の拡張が認められる余地がある。  
暗号資産は価格の変動があるなど投機性が高いため、原則として自由財産の拡張を認めることは相当でない。

**解 説****1 決済手段の多様化**

近年、決済手段の電子化・キャッシュレス化が進んでおり、その結果、破産者が電子マネー・暗号資産を保有していることも少なくありません。

電子的な決済手段に関する倒産法上の論点は、ビットコインの取引

所の倒産手続を契機として裁判例も現れ、議論が盛んになりましたが、破産管財人の職務において一般的に問題となる局面は、破産者が保有する電子マネー・暗号資産の自由財産拡張相当性の判断の場面であろうと思われます。

## 2 電子マネーの概要

電子マネーとは、電子データのやり取りで決済をする支払手段の一種ですが、一義的な定義はありません。

電子マネーには、大別すると、事前にチャージが必要な前払型と、クレジットカードと連携させる後払型があります。その他、預貯金口座と紐付けて、決済と同時に預貯金残高から引き落とされ、預貯金残高の限度でしか決済ができないデビット型もあります。現在では、これら3つの支払方法のうち特定の型に限定せず、いずれも利用可能な電子マネーも広く普及しています。

後払型の電子マネーの場合、クレジットカードによって月単位で決済されるため、そのみでは財産的価値はありません。デビット型の電子マネーも、利用と同時に預貯金残高から決済されるため、そのみでは財産的価値はありません。

したがって、自由財産拡張相当性が問題となる電子マネーは、事前にチャージされた限度で財産的価値を有する前払型の電子マネーのみということになります。

以下、単に電子マネーという場合は、前払型の電子マネーを指すものとします。

## 3 暗号資産の概要

暗号資産とは、中央銀行等の公的な発行主体や管理者が存在せず、インターネットを通じて不特定多数に対して商品やサービスの購入の

対価として利用できる財産的価値のことをいいます。

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）では、「物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」と定義されています（資金決済2⑤-）。

電子マネー・暗号資産はいずれも電子的な決済手段として用いることができるという点で共通しています。

他方で、暗号資産は、前記資金決済法の定義にもあるように、転々流通することが可能ですが、電子マネーは、通常、発行企業側と利用者との間での支払手段としてしか想定されておらず、転々流通する（譲渡によって換価する）ことは想定されていないという点で違いがあります。

#### 4 電子マネー・暗号資産の自由財産拡張相当性

電子マネー・暗号資産は金銭そのものではなく、また、差押禁止財産にも当たらないため、本来的自由財産（破産34③）としては認められません。破産法34条4項により、自由財産として拡張が認められるかが問題となります。

この点、電子マネー・暗号資産は、各地の裁判所が示す定型的拡張適格財産のいずれにも該当しませんが、両方とも現金・預貯金に代わる決済手段として認められていることからすれば、預貯金に準じて、破産者の経済的再生に必要かつ相当な財産として拡張が認められる可能性があります。

特に、電子マネーは流通性や投機性がなく、現金に代わる決済手段としての側面が強いため、比較的柔軟に自由財産の拡張を認めることができると考えられます。

これに対し、暗号資産は、資金決済法によって正当な決済手段として認められているとはいえ、投機目的で取得している場合が多いことからすると、株式等と同様に、基本的には、破産者の経済的再生に必要なかつ相当と認めることはできないと考えられます。ただし、破産者が保有する現金・預貯金の残高が乏しく、暗号資産以外に自由財産の拡張対象となるような財産がないため、暗号資産を換価しなければ、当面の生活もおぼつかないというような事情がある場合には、例外的に、暗号資産について、経済的再生に必要なかつ相当であると認める余地もあると思われれます。

## 5 電子マネー・暗号資産の換価方法

破産者が保有する電子マネー・暗号資産について、自由財産拡張の申立てがなされなかった場合や拡張が認められなかった場合には、破産管財人は、これらは破産財団に帰属する財産として換価することになり、その換価方法が問題となります。

電子マネーは譲渡性がないため、そのままでは換価することはできません。解約により残高の返金があるタイプであれば解約を検討します。その他、破産者に破産手続開始時点の評価額相当額を破産財団に組み入れてもらい、破産財団から放棄することも考えられます。

暗号資産については、破産者自身が暗号資産を直接保有・管理している場合と交換業者（資金決済2⑧・63の2）に暗号資産の管理を委託している場合があります。

破産者自身が暗号資産を直接保有・管理している場合、暗号資産を譲渡するためには、秘密鍵（30文字程度の英数字の羅列）が必要です

ので、破産者から秘密鍵の情報を取得する必要があります。仮に、秘密鍵が紛失等で不明の場合には、暗号資産そのものの換価は不可能となります。

交換業者に暗号資産の管理を委託している場合は、暗号資産の取引所での取引を通じて譲渡することになります。この場合、破産者の暗号資産に係る秘密鍵は交換業者が管理しており、交換業者に対する指示を通じて譲渡を行うことになるので、秘密鍵の情報を入手しなくても譲渡が可能です。

いずれにしても、暗号資産の譲渡は容易ではない場合も多いので、破産者に暗号資産の評価額相当額を破産財団に組み入れてもらい、破産財団から放棄することも考えられます。その他、破産者が、多数の暗号資産を保有していたり、複数の交換業者を利用していたりして、取引口座が不明となっているような場合には、調査嘱託（破産13、民訴186）の利用も検討します。

## 6 結論

本事例において、Xは、電子マネーについては、現金・預貯金に準じる財産として、Aのその他の自由財産と合わせて99万円の枠内であれば、裁判所に対し、自由財産の拡張を認めるとの意見を述べるのが相当です。他方、暗号資産については、Aから、Aの経済的再生に必要なかつ相当と認めることができる説得的な事情が示されない限り、裁判所に対し、自由財産の拡張を認めることはできないとの意見を述べるのが相当です。